

### 【資本金の額の減少公告】

当社は、資本金の額1,500,000,000円のうち1,450,000,000円を減少させ、減少後の資本金を50,000,000円にすることといたしました。

ただし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額1,450,000,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

なお、資本金の額の減少が効力を生じる日は平成28年12月1日です。

つきましては、これに対する異議がございましたら、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にその旨をお申し出て下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.taito.co.jp/corporate/publicnotice>

平成28年10月31日

東京都新宿区新宿六丁目27番30号  
株式会社タイトー  
代表取締役 石井 光一